

お知らせ

「最低制限価格制度」
の改正を行います。

令和8年1月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。

1. 対象業務

【最低制限価格】

設計額(税込み)300万円以上の委託業務

2. 算定方法(赤字部分が改定部分です。)

【委託業務】

表の業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額(算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を合計した額とする。

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
測量業務	1 直接測量費 2 測量調査費 3 諸経費に100分の50を乗じて得た額	100分の 82	100分の 60
建築関係の 建設コンサル タント業 務	1 直接人件費 2 特別経費 3 技術料等経費に100分の60を乗じて得た 額 4 諸経費に100分の60を乗じて得た額	100分の 81	100分の 60
土木関係の 建設コンサル タント業 務	1 直接人件費 2 直接経費 3 その他原価に100分の90を乗じて得た額 4 一般管理費等に100分の50を乗じて得た 額	100分の 81	100分の 60
地質調査業 務	1 直接調査費 2 間接調査費に100分の90を乗じて得た額 3 解析等調査業務費に100分の80を乗じて 得た額	100分の 85	3分の2

	4 諸経費に100分の50を乗じて得た額		
補償関係コンサルタント業務	1 直接人件費 2 直接経費 3 その他原価に100分の90を乗じて得た額 4 一般管理費等に100分の50を乗じて得た額	100分の81	100分の60
その他	予定価格に100分の60を乗じて得た額	—	100分の60

備考

- 複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、それぞれの業務の最低制限価格の基準となる額を合計した額を合算した金額とする。この場合において、上限割合及び下限割合は、主たる業務の割合を適用する。
- 地質調査業務の解析等調査業務費が建築関係又は土木関係の建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても、地質調査業務の項3によって算出する。

3. 適用日

令和8年1月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。